

## ●第11回PHR協会講演会 話題提供3

### PHRのためのマイナポータル活用

岡本 悅司  
(PHR協会代表理事)

#### はじめに

旬の話題であるマイナポータルの活用にちなんで、そのPHR化について話してゆきます。題しまして「マイナ保険証からマイナPHRへ」。とくに最近の進化は非常にめざましく、より多くの国民がマイナカードをPHRとして活用していくよう支援することが、われわれPHR協会の使命です(スライド1)。

#### マイナカード保険証化のメリットと課題

マイナカードを保険証化して、オンライン資格確認にも使われていることはみなさんもご存じだと思います。残念ながらすべての医療機関で対応しているわけではありません。対応している医療機関はスライド2のようなステッカーが貼られていて、ここに示しているようなICカードリーダーというものが備え付けられています。対応機関であれば、マイナカードと保険証を出して、それが保険証の代わりになりますが、対応医療機関はまだ半々ぐらいですので、まだまだ当分の間は昔からの普通の保険証とマイナカードの両方を持って受診していただくのがいいでしょう。

#### 対応医療機関のステッカー



先日もある市で、アンケート調査のために住民基本台帳を筆写してきました。法律によりコピーはできないので手作業で、さらにプライバシー保護のために市民課の戸籍担当係の横で作業させられました。作業していて驚いたのは、係の前は人でいっぱい何をしているのかと思いましたら、写真付のマイナカードを発行してもらったらポイントがつく、さらにそのカードを健康保険証登録すると7,500ポイントくれるというので、市民が殺到していました。手続きはどうしたらいいのかという問合わせに市職員が対応に追われていたのでした。「大変ですね」と言いましたら、全国の市町村役場がこういう状態だというのです。

マイナンバーカード保険証化の重要な意義は、オンラインでの資格確認です。健康保険証は写真がありませんから、年齢や性別が似通った人なら他人の保険証を不正使用することも容易でした。マイナカードを保険証としてすればそうした不正使用がないように確認できることになったことは前進です（スライド3）。

### 誤解される点・・・マイナンバーの不使用 資格情報のみでPHRにはならない→ポータルへの鍵

**POINT!** **7 健康保険証としてずっと使える!**

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わった場合は、加入の届出が引き続き必要です。

マイナカードの前身である住基カードをめぐってはプライバシーの侵害への懸念から各地で訴訟などもありましたので、誤解のないように申しあげておきますと、マイナンバーカードをPHR化することは、その中に埋め込まれたICチップに健診データや病名が全部入ると誤解している人がいますが、それは正しくありません。あくまでこのマイナカードというのは、マイナポータルを見るための鍵のようなもので、このマイナカードの中に過去の病歴が全部入っているというわけではありません（スライド4）。

では保険証化したらどういうメリットがあるのでしょうか？

## 保険証化へのメリット

**POINT**

**3 オンラインで医療費控除がより簡単に!**

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

**POINT**

**2 自身の健康管理に役立つ!**

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになります。自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できます。



マイナカード1枚で済むという以外にこんなメリットもあると、国もポイントを付与するだけではなく、一生懸命に広告しています。たとえば確定申告で医療費控除を受けるために年末になると病院の領収書を集めている人は多いと思いますが、保険の自己負担分に関しましては、マイナポータルで閲覧できる医療費データがそのまま確定申告書のデータとして提出できるようになります。もっとも年末分とか差額ベッド代のような保険外負担のようにマイナポータルで閲覧できないものもあるので手作業はなくなりません。

それから特定健診情報は過去5年、5回分まで閲覧できます。健診結果はもちろん紙でも交付されますが、それが過去5年分はマイナポータルで見られるようになります。

やはり、新しいものを普及させるためには、たとえば保険証なら、ポイントがもらえるとか、自己負担が少なくてすむとか、そういうような経済的なメリットがないと難しい。そこで国がさかんに広告しているのは「マイナンバーカードを保険証化すると限度額適用認定証の代わりになる」ことです。でも保険証なら何か誰でも知っているでしょうが、限度額適用認定証と言われても、保険制度に詳しい人でないとそれが何か分からぬではないでしょうか。(スライド6)。

限度額適用認定証というのは、高額療養費という複雑な制度があり、3割負担なら100万円の医療費に対しては30万円を払わなければいけないのかというとそうではなく一定の限度額を超えた場合は超過分は還付されます。ただ限度額は所得によって違いがあります。

# 限度額適用認定証とは？

限度額適用認定証の有無による違い



高額療養費とは、いったん3割負担の30万円を医療機関に支払って、限度額がもし10万円なら、あとで20万円を返してくれるという制度です。そのためには申請が必要であり、さらに返金まで2、3カ月待たなければなりません。なら最初から10万円だけを医療機関で支払ったらそれで終わりにしてほしいと誰しも考えるでしょう。限度額適用認定証を保険者から予めもらって医療機関に提示すればできるのです。私は学生に対しても「ふだん医者にかかっていない人でも、限度額適用認定証の有効期限は1年間で発行料はかかるないから、病気になった時に備えて早めにもらっておいて損はない。万一入院が必要になったら保険証と限度額適用認定証を最初に一緒に病院に見せれば、入院が決まってからあわてて保険者に請求してしなくてもすむ」と説明しています（スライド7）。

## 高額療養費の複雑化(70歳以上)

所得区分		自己負担限度額(月額)		3割	2割	1割	収入			
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)				所得		課税所得	
現役並み所得	III 課税標準額690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当140,100円)※4					被用者保険料 国保・後期高齢保険料		公的年金控除 所得控除	
	II 課税標準額380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当93,000円)					所持保険料 住民税			
	I 課税標準額145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当44,400円)								
<b>2022年10月～課税所得25～144万円</b>										
一般		18,000円	57,600円 多数回該当(44,400円)							
住民税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円							
非課税	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円							

全体の約7%  
全体の約23%

スライド8は、あまりPHRとは関係がないので簡単に説明しますが、なぜそのようなことが必要なのかと言います。後期高齢者の負担割合は、一般被保険者は1割負担、現役並み高所得者は3割と2段階しかなかったのが、来月10月から現在の1割負担者のうち所得の高い人に2割負担が導入され、それに伴って自己負担の限度額もパッと見ただけでは分からぬほど一層複雑になる、という説明です。

## 被保険者証には負担割合[一般(1割負担), 現役並み(3割負担)]の表示しかない

The diagram illustrates the complexity of the new system. On the left, a sample Health Insurance Card (Beibunsho) is shown. It includes fields like name (広城 太郎), ID number (01234567), and contribution rate (X割). A red callout box points to the card with the text "青ワクの該当者が限度額適用認定証が必要" (Those in the blue box need a certificate of deductible amount application). To the right is a table titled "2022年10月～課税所得25～144万円" (2022 October～Taxable Income 25～144 million yen).

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
<b>現役 並み 所 得</b>	<b>III 課税標準額690万円超</b> $252,600\text{円} + (\text{総医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$ (多数回該当140,100円)※4	3割
<b>II 課税標準額380万円超</b>	$167,400\text{円} + (\text{総医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%$ (多数回該当93,000円)	3割
<b>I 課税標準額145万円超</b>	$80,100\text{円} + (\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ (多数回該当44,400円)	3割

**2022年10月～課税所得25～144万円 2割**

一般	18,000円	57,600円 多数回該当(44,400円)
<b>住民税</b>		
<b>低所得者 II</b>	8,000円	24,600円
<b>非課税</b>	8,000円	15,000円
<b>低所得者 I</b>		

**1割**

今の後期高齢者の保険証は窓口負担割合が2種類、つまり1割負担か3割負担かの2種類しかないので。ところが先ほどの表のように、3割負担者で高額療養費が適用される自己負担の限度額は3段階あります。さらに1割負担の人でも3段階あります。これにさらに来月から2割負担も導入されます。医療機関に保険証を見せてても1割か3割の区別しかわからないので、限度額適用認定証を添えずに保険証だけ見せた人には「とりあえずいちばん高い限度額まで自己負担を払ってもらいます。それよりも低い負担ですむ人はあとで保険者に高額療養費を申請をして返してもらいなさい」という運用がされています。利用者のことを考えない役所的なシステムですね。

## 限度額適用認定証に適用区分が記載されている

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限令和 3年 7月31日 交付年月令和 2年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被保険者住所	足利市木場
被保険者氏名	足利 太郎 男
被保険者生年月日	昭和〇〇年 ○月 ○日
被保険者発効期日	令和 2年 8月 1日
被保険者適用区分	区分 I
被保険者長期入院該当年月日	保険者印
被保険者番号 並びに保険者 者の名称及び 印	3 9 0 9 2 0 2 8 印

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 令和 4年 7月31日 交付年月 令和 3年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被保険者住所	広城市連合町1丁目
被保険者氏名	後期 太郎 男
被保険者生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険者発効期日	令和 3年 8月 1日
被保険者適用区分	区分 II
被保険者長期入院該当年月日	保険者印
被保険者番号 並びに保険者 者の名称及び 印	3 9 0 1 1 0 0 0 印

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 平成31年 7月31日 交付年月日 平成30年 8月 1日	
被保険者番号	7 6 5 4 3 2 1 0
被保険者住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
被保険者氏名	広城 太郎 男
被保険者生年月日	昭和 5年 1月 1日
被保険者発効期日	平成30年 8月 1日
被保険者適用区分	現役 I
被保険者番号 並びに保険者 者の名称及び 印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 印

マイナカードを保険証にしておけば、自動的に保険証＋限度額適用認定証となるので、最初から医療機関の窓口で自己負担の限度額だけを払ったら、それ以上徴収されずに行くということです（スライド9）。

スライド10が、紙の限度額適用認定証です。区分I、II、現役Iといった区分が表示されており、これを保険証といっしょに提示すれば患者負担はそれぞれの限度額までよい、というわけです。

## マイナンバーカードの保険証化のメリット

- 通常の保険証には負担割合（1割、3割）のみで「所得区分」は記載されていない
- よって保険証のみしか提示しないと最も高い所得区分の負担額まで一部負担金を窓口で徴収される→事後に高額療養費を保険者に請求して還付を受ける（数か月かかる）
- 限度額適用認定証には所得区分が記載されており、これを事前に発行してもらって保険証と同時に提出すれば医療機関での窓口負担は高額療養費支給基準までですむ。
- マイナンバーカードを保険証化すると負担割合だけでなく「所得区分」も記録されているので、限度額適用認定証の代わりとなる。

マイナカードを保険証化したら手続き負担が少なくてすみます。通常の保険証は2種類、1割か3割の表示しかありません。もし保険証しか示さなければ、とにかくいちばん高い所得区分の負担額を取られ、あとで返してもらう手続きが必要となる。そ

これが嫌だという人は紙の限度額適用認定証を保険者からもらっておけば、窓口負担は限度額だけで済みます。しかしそのためにも市役所とか保険組合にいちいち取りに行かなければいけないのですが、マイナカードを保険証にしておけば、そういった手間は不要になるということです。実質的には負担額に変りはないのですが、マイナカード保険証の利便性は大きいということです（スライド 11）。

## 残された課題

- ・医療機関窓口での支払は限度額までですむようになるがあくまで同一医療機関の場合のみである。
- ・複数医療機関を受診した場合は通算されない。
- ・例
  - ・低所得 II の後期高齢者(月の負担限度額が24600円)がA医療機関で3万円、B医療機関で2万円かかったとする。
  - ・限度額適用認定証かマイナンバーカードで受診するとA医療機関は24600円までしか徴収されないが、B医療機関は2万円徴収される。
  - ・この人は改めて保険者に申請してB医療機関に支払った2万円を高額療養費として支給してもらうしかない(保険者の多くは該当者には個別通知している)。
  - ・介護保険のように、翌月に複数の医療機関の負担額を合算して手続きなしに還付されるしくみにできないか。

とはいえるマイナカードの保険証化にも限界はあります。限度額までの負担ですむのは同一月に同一医療機関の場合だけで、同一月に複数の医療機関を受診した場合は通算されません（スライド 12）。残念ながら現在のマイナカードでは、ある患者が A 病院を受診した後に B 病院を受診した場合、B 病院はその患者が A 病院で既にいくら払ったか把握することができません。このように同一月に複数の医療機関を受診した場合、支払った窓口負担のうち限度額を超えた分を還付してもらいたかったら、従来通り保険者に高額療養費を請求する手続きが必要になるのです。（スライド 12）

## 確定申告へのマイナポータルの連携

NO.	適用する控除・申告する収入	適用する控除・申告する収入	備考
①	医療費控除	医療費通知情報	毎年2月上旬以降取得できます（令和3年分は、令和3年9月～12月診療分に限ります。令和4年分以降は、1月～12月診療分の情報が取得できます。）。（注）原則、保険診療分の情報を取得できます。薬局での医薬品購入等は情報取得の対象になりません。
②	ふるさと納税（寄附金控除）	寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書	ご契約している保険会社等（控除証明書等の発行主体）がマイナポータル連携に対応している必要があります。
③	生命保険料控除	生命保険料控除証明書	（※）ふるさと納税（寄附金控除）及び地震保険料控除は令和4年1月以降取得できます。
④	地震保険料控除	地震保険料控除証明書	
⑤	住宅ローン控除	年末残高等証明書	データでの交付を希望された方に限ります。例年10月下旬頃から取得できます。
⑥	株式等に係る譲渡所得等	特定口座年間取引報告書	ご契約している証券会社等（控除証明書等の発行主体）がマイナポータル連携に対応している必要があります。 マイナポータル連携に対応する保険会社等の一覧をご覧ください。

他にメリットとしては、先ほども言いましたが医療費控除です。確定申告の時に医療費控除の医療費の領収証を集めなければいけないという経験があるかもしれません、それがかなり要らなくなる。あとはふるさと納税、生命保険料控除などにも活用できることになっています（スライド13）。

## マイナポータルの実演 9月11日より診療情報が追加

The screenshot shows the 'My Number Portal' interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Logout', and 'Help'. Below the navigation bar, there is a section titled 'Answer Result List' with a 'Refresh' button. The main content area displays five entries under the heading 'Medical Treatment Information' (医療・医療 診療・薬剤情報). Each entry includes a checkbox, a small icon, the service name, the period (e.g., '2021 September to 2022 August'), and a 'View Details' button. The fourth entry, for 'Re-treatment' (再診), has a red arrow pointing to its 'View Details' button. To the right of this entry, there is a detailed view of the treatment record, including the date (2022/7/2), the medical institution (正育会会林科医院), treatment details (診療識別: 再診, 回数: 1回), and a list of services provided (e.g., 外来受付 1, 明細, 文字の保健区情報活用加算 (再診)). Below this, there are sections for 'Treatment Information' (診療情報) and 'Disease Management Information' (疾患管理情報), each with a 'View Details' button and a detailed view on the right.

## マイナポータルの実演

ここからはマイナポータルの実演です。薬剤については既に昨年10月より閲覧可能でしたが、9月11日より診療行為も含むレセプトの全内容が閲覧可能になりました。

## 閲覧データのダウンロードと保存



### データをダウンロード

選択した形式で情報をダウンロードします。

#### ファイル形式の選択

必須

##### PDF

プラットフォームを選ばない、高品質なレイアウト機能をもち、紙に印刷するのと同じページ表示ができる形式で保存します。

##### CSV

いくつかのフィールド（項目）をカンマ「,」で区切ったテキストデータ形式で保存します。

ログイン画面です。IC カードリーダーにマイナンバーカードを入れてログオンをクリックすると「暗証番号を入れろ」と表示されます。ログオンするとメニューが表示され。「診療・薬剤情報」「特定健診情報」「予防接種」などをクリックすると自分自身の情報を閲覧することができます。「診療・薬剤情報」という見出しもつい数日前までは「薬剤情報」だけだったのですが、今は「診療・薬剤情報」になっています。まずはここから見ていきましょう。まず閲覧を求める期間を指定しなければいけませんが、現在いちばん遡れるのが 2021 年 9 月分からです。ただ 2021 年 9 月以降で閲覧可能なのは「薬剤情報」のみです。「診療情報」はそこまで遡れず、今年の 5 月診療(=6 月請求分)以降です。もし今 80 歳の人は、過去 80 年間のレセプトを見られるというのなら、正真正銘の PHR になるのでしょうか、残念ながらマイナポータルで閲覧可能なのは過去 3 年分のみということです。したがってマイナポータルは PHR の「情報源」にはなりますが、一生データを蓄積してくれるのではありません。それゆえ、あとで示すように定期的にダウンロードして自分で保存する必要があります。

ではどういう情報が閲覧できるか見てみましょう。まずはどこの医療機関に何月何日にかかったのか、という情報と、それぞれの受診日に請求された診療行為などです。(スライド 14)。

私は、松本病院に 8 月 2 日にかかりました。診療内容は、再診料、微生物化学的検査判断料、新型コロナの検査が行なわれています。その次には、7 月 2 日には林歯科医院を受診とあります。この歯科医院の再診の下には「明細を表示」というボタンがあります。レセプトで言いますと、診察料、検査料といった大きな区分の中の、たとえば時間外加算といった明細が載っています。あとで示しますが、この歯科医院は、再診料だけでなく後で述べます電子的保険医療情報活用加算も請求していることがわかります。電子的保健医療情報活用加算という名称は長つたらしく、われわれ協会と

しては「PHR 加算」と呼んで欲しいものであり、その普及促進を協会の目標にしたかったのですが、この加算は「マイナカードで受診したらかえって窓口負担を増やす。普及を逆に阻害する」と批判されまして、今月(9月)末で廃止されることになりました。完全に廃止ではなく別名称の加算として存続しますが、これまで初診も再診も請求できたのが来月からは初診のみ請求可と後退したものに変るのが残念です。

情報なポイントは明細が示されること。すなわち「検査料」といったおおまかな区分ではなく、血液検査ならたとえばNa, TCho, Alb, WBCといった検査項目まで表示されている、という点です。要は、病名を除くほとんどすべてのレセプト情報が閲覧可能になったということです。これは調剤薬局の請求内容です。薬剤情報だけでなく、調剤基本料とか診療行為に関する項目も表示されます。

ただこれらのデータも3年間経つと消えてしまいます。つまり一生残したければ、定期的に自分で残しなさいということです。マイナポータルは閲覧だけでなくダウンロードすることも可能であり、マイナポータル自体は生涯健康記録ではありませんが、各人が生涯にわたって残す健康記録すなわちPHRの情報源としては使えるということです。ダウンロードの形式はPDFとCSVがあります(スライド15)。

CSVで保存したファイルをExcel表示した結果

1	2	3	4	5	6	7	8
1 繙上◆連局・謹・・ア							
2 險コ連ゆ・阮ヤ謹、謹・・ア							
3							
4 驚・岬蟻・蜀・ヨウ"							
5 菴懈・謙・2022端I9譜・1謙・							
6 雉・・シ謙・・ア							
7 魚丞錐縹・綱・・オ・カ・難セ・・エ・桑シ・・							
8 魚丞錐 嘸。譜ヤ縹謙ヲ婉ク							
9 遷漏ケイ譜ガ1957端I8譜・0謙・							
10 謙ア蛻・ 遷キ							
11 蠍ニ蛻「 65詔ウ							
12 葦晞置間・ 1260017							
13 隆ア葦晞置 4320845							
14 隆ア葦晞置 8							
15 謙晉分 0							
16 荘隕ア謙イ2022端I8譜医リ縹ア							

ひどい文字化け

まずCSVをダウンロードしてみましょう。するとスライド16にあるように、何が原因か分からぬのですがひどく文字化けをしています。協会関係者で悪戦苦闘しましたが、原因不明でした。

# PDFファイルに保存したもの

診療／薬剤情報一覧 作成日：2022年9月11日 1 / 4ページ

氏名	保険者番号	01260017
----	-------	----------

この診療／薬剤情報一覧は、2022年6月までの診療行為、調剤行為、特定保険医療材料及び医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されません。

受診歴

医療機関名	受診回数
医療法人等会員松本病院	22年8月
医療法人正有会林歯科医院	22年7月、22年6月、22年5月
医療法人等会員 まつもと皮膚科クリニック	22年6月、22年5月、22年4月、22年3月、22年2月
医療法人社団 碧桜 秋葉原駅クリニック	22年6月、22年4月、21年12月
医社)水聖会 メディカルスキャニング東京	22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤	病院・薬局名(処方箋発行元医療機関名)	診療行為名／医薬品名	数量／日数／回数
22年8月 3日	医療法人等会員松本病院	【用法】2回／日 【用量】2回／【用法等の特別指示】2回	
再診	内服料	1回	
検査	微生物学的検査料	1回	
	3. SARS-CoV-2検査料(検査目的以外)	1回	
22年7月 2日	医療法人正有会林歯科医院		
再診	1. 内服	1回	
	2. 皮膚疾患	1回	
	3. 医療機関間連用加算(内服)	1回	
再診	2. 皮膚疾患	1回	
	3. 医療機関間連用加算(内服)	1回	
	4. 基本料	1回	

文字化けなしに正しく読みたければ PDF の方がいいということです（スライド 17）。

## PDFファイルをAdobeAcrobatでExcelファイルに書き出したものをExcelで表示した結果

1 / 4ページ

診療／薬剤情報一覧 作成日: 2022年9月11日 保険者番号: 01260017

この診療／薬剤情報一覧は、2022年6月までの診療行為、調剤行為、特定保険医療材料及び医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されません。

受診歴

医療機関名	受診回数
医療法人等会員松本病院	22年8月
医療法人正有会林歯科医院	22年7月、22年6月、22年5月
医療法人等会員 まつもと皮膚科クリニック	22年6月、22年5月、22年4月、22年3月、22年2月
医療法人社団 碧桜 秋葉原駅クリニック	22年6月、22年4月、21年12月
医社)水聖会 メディカルスキャニング東京	22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤	病院・薬局名(処方箋発行元医療機関名)	診療行為名／医薬品名	数量／日数／回数
22年8月 3日	医療法人等会員松本病院	【用法】2回／日 【用量】2回／【用法等の特別指示】2回	
再診	1. 内服料	1回	
	2. 微生物学的検査料	1回	
	3. SARS-CoV-2検査料(検査目的以外)	1回	
22年7月 2日	医療法人正有会林歯科医院		
再診	1. 内服	1回	
	2. 皮膚疾患	1回	
	3. 基本料	1回	

それでは今度は PDF でダウンロードしてみます。そうしますとスライド 18 にあるようにきちんと出てきます。PDF をエクセルに変換したり、xml でダウンロードすることもできます（スライド 19）。「マイナポータルは永久の健康記録ではありませんが、PDF ファイルで保存することができ、アドビアクロバットでエクセル形式に変換することができます」ということです。

電子的保険医療情報活用加算は、自己負担が増えるのだけしからんということで批判されて、来月からは違った名前になり内容も後退します。でも私のかかりつけ歯医者さんは対応医療機関であり、私がマイナカードで受診し端末で同意すると、私の他医療機関での診療内容や薬剤情報がその歯科医院の端末に表示されます。

## 「電子的保健医療情報活用加算」に対応する歯科医療機関で表示された他医療機関処方の薬剤情報



スライド 20 はその歯科医院受付に置かれた端末で表示されたものです。当然ながらセキュリティのため、転送やスクリーンショットはできないように設定されていますので、画面をスマホで撮影しました。私が他に内科や皮膚科を受診し、そこでどのような薬剤を処方され、どのような診療行為が行なわれたのか歯科医院は知ることができます(当然ながらその逆も可)。私は毎年人間ドックを受診しているので特定健診データを表示させようとしたら「該当なし」と返ってきますが、歯科医院も糖尿病患者の HbA1c の値から糖尿病の管理状況を把握することが、歯周病と糖尿病のような全身疾患とを関連させる医科歯科連携の重要な情報基盤になることが期待されます。

## 予防接種情報

項目名	内容
新型コロナウイルス	
1回目	
接種日	2021-07-25
ワクチン名	新型コロナワクチン（ファイザー社）
2回目	
接種日	2021-08-15
ワクチン名	新型コロナワクチン（ファイザー社）
3回目	
接種日	2022-04-09
ワクチン名	新型コロナワクチン（武田／モデルナ社）

スライド21は予防接種情報です。過去に受けた4回の新型コロナワクチンは何日、ファイザー社かモデルナ社製かという情報も記載されています。

## 医療費情報

医療費通知情報					作成日：2022年9月11日	1/2ページ
<b>資格情報</b>						
氏名カナ	[REDACTED]	保険者番号	01260017			
氏名	[REDACTED]	被保険者証等記号	[REDACTED]			
生年月日	[REDACTED]	被保険者証等番号	[REDACTED]	校番	00	
この医療費通知情報は、2022年7月までに受取された医療費情報を検索・閲覧できます。 但し、一部の情報は表示されない場合があります。（詳しくは、注意書きをご覧ください）						
<b>医療費の合計</b>						
期間	医療費の総額（円）	保険者の負担額（円）	その他の公費の負担額（円）	窓口負担相当額（円）		
2021年 9月 ~ 2022年 7月	197,840	138,488	0	59,352		
<b>年間の合計</b>						
2021年 9月 ~ 2021年12月	23,870	16,709	0	7,161		
2022年 1月 ~ 2022年 7月	173,970	121,779	0	52,191		
<b>医療費の明細</b>						
診療年月	診療区分	日数 本数	医療機関等名称	医療費の総額（円）	保険者の負担額（円）	その他の公費の負担額（円）
						※が表示されている金額は入院時の食事にかかった費用です
2021年 12月	医科 外来	1	医療法人社団 桜桜 秋葉原駅クリニック	4,900	3,430	0
2021年 12月	歯科 外来	1	阪神歯科医院 神戸山店	13,320	9,324	0
2021年 12月	医科 外来	1	医療法人正富会林歯科医院	5,650	3,955	0
2022年 1月	医科 外来	1	医療法人正富会林歯科医院	5,570	3,899	0

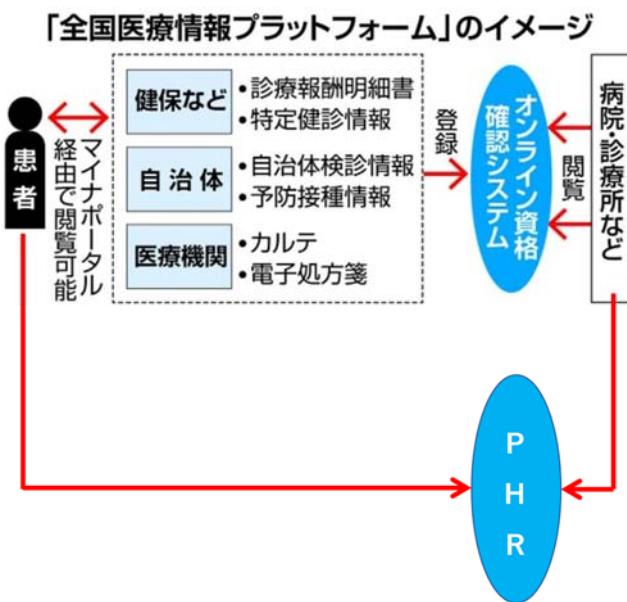
スライド22は医療費情報です。これはそのまま確定申告の医療費控除にも使えます。

## マイナPHRの構築法

- ・マイナポータルは傷病名を除くレセプト全情報が閲覧できる情報ソースとなった
  - ・マイナンバーカード保険証対応医療機関なら、医師も閲覧できる。→電子的保健医療情報活用加算
  - ・2022年5月診療分以降～
  - ・手術等の機微情報は本人同意をえた場合のみ2023年5月(予定)以降可
  - ・しかし、患者自ら閲覧したプリントアウトを医師に見せるのはかまわない
- ・しかし保存されるのは3年位
- ・定期的にPDFのプリントアウトを保存

結論は、マイナポータルは傷病名を除くレセプト全情報が閲覧できる。しかし3年間しか保存されないので、毎月というほどでもありませんが2,3年に1回は、PDFのプリントアウトを保存するだけでも十分にPHR化しえるということです（スライド23）。

### マイナポータルとレセプト情報活用の今後



スライド24は、マイナポータルが医療情報を入手するためのポータルサイトであることが示されており、2024年度以降は希望する医療機関はその医療機関の電子カルテ(HER)の内容も患者がマイナポータルで閲覧できるようにすることが計画されています。全ての医療機関の参加は望めませんが今後は参加医療機関を少しでも増やしてゆく普及活動がPHR協会の重要な使命となるでしょう。

# 傷病名のオンライン収集でレセプトサーベイランス



#新型コロナウイルス感染症

「全数把握見直しで求められるレセプトサーベイランスの構築」

岡本悦司（福知山公立大学地域経営学部医療福祉経営学科教授）

